

神崎町合併処理浄化槽施工工事技術上の基準

1. 合併処理浄化槽の施工に際しては、浄化槽整備士が自ら実地で工事を監督すること。

2. 工事施工基準

(1) 浄化槽設置場所

建築物の基礎及び道路端から原則として2 m以上離すこと。または基礎・道路端から下方45度以内に浄化槽を設置しないこと。やむを得ず設置する場合には次の措置を講ずること。

ア 建築物の基礎を深くして浄化槽が45度以内に入らないようにする。

イ 45度以内に係る部分について土圧に耐える擁壁を設置すること。

重量のある物(車庫等)を置くような場所に設置しないこと。やむを得ず設置する場合には施工図等により担当職員と協議すること。

(2) 掘削

軟弱地盤または建築物に接近して掘削を行う場合は、土留め工事等適切な措置を講ずること。

(3) 基礎工事

基礎工事は認定基準に従って施工すること。

ベースコンクリートの養生期間は72時間以上とすること。

地下水の染み出る現場にあっては適切に排水すること。

ベースコンクリート面は平滑にし、水平になるように仕上げること。

(4) 据え付け工事

浄化槽の据え付けはほうき等でベースコンクリートの上を掃いて、碎石等が無いようにしてから行うこと。

浄化槽内に土砂が入らないように行うこと。

浄化槽に傷等が無いか確認すること。

浄化槽の設置は、縦横2方向の水平を確認すること。

浄化槽の埋め戻しは、石などが混入していない良質の土砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等しく砂を入れ、水締め付き固めを十分に行うこと。(水平を確認しながら行うこと。)

かさ上げは30 cmまでとし、それ以上になる場合は維持管理が容易にできるようにコンクリートのピットを設置すること。ピットには雨水排水用の排水口を設けること。

(5) 配管工事

配管勾配は、流入流出とも管径の1/100以上とすること。

配管に荷重がかかる場合は、ビニール管(VP)または鋼管を使用すること。

建築物内に臭気が逆流しないように適切な措置を講ずること。